

質 問 順 位	11	質 問 者	荒 木 文 一 議 員	
件 名	項 目	要 旨		メ モ
1. 市民生活	1. 町内会の行政上の位置付けについて	1. 法律・政令・府省令など、一般国民への法的な拘束力を有する規定等は存在しないと認識しています。したがって、国及び地方自治体とは法的に無関係な存在ということになりますが、滝川市としては行政上どのように位置付けられているのか伺います。		
	2. 町内会組織の維持、存続について	1. 相互扶助活動、生活環境の維持・改善、見守りや親睦、行政との連絡調整など町内会組織の存在意義は申し上げるまでもありませんが、過疎化、高齢化、核家族化を含め存続が年々厳しい状況です。改めて、行政としてどのような維持、存続策を考えておられるのか伺います。		
	3. 自治体事務の委任について	1. 町内会として行政と特に関わりの深い役割として、街路灯の維持管理、リサイクル推進、広報配布がありますが、このあと5年、10年のスパンで考えると、特に広報配布機能維持が立ち行かなくなる可能性があります。 業者委託なども検討される必要性について伺います。		